

米陸軍トリイ通信施設沖合への物体落下事故に対する意見書

2月25日午後1時10分頃、トリイ通信施設の沖合約1.3キロの海上に在沖米海兵隊のCH53E大型ヘリコプターが鉄製の物体を落下させる事案が発生した。新聞報道によると、落下物は戦車を模した鉄製のものであり、トリイ通信施設から物体を吊り下げて射撃場に向かっていた途中、機体が不安定になったため海上に投下したとのことである。

近年、トリイ通信施設での吊り下げ訓練などが相次ぎ、村民に大きな不安を与えている中、村民大会を開催し、議会においても訓練の中止を幾度となく求めてきたにもかかわらず訓練がくり返されていることは、読谷村民の人権を蹂躪し、人命を軽視するものであり、断固抗議するものである。

トリイ通信施設を取りまく環境は住宅密集地であり、学校などの公共施設や農業など村民の生活の場であることから安全・安心な環境でなければならない。海域においても漁業・観光業など生産活動の場であり、憩いの場でもある。

このような周辺環境のもと、トリイ通信施設での戦術訓練は許されるものではない。本村においては過去にパラシュート投下訓練によるトレーラー少女圧殺事故があり、あの悲惨な事故は村民の記憶に根強く残り、決して消えることはない。

しかしながら、落下からわずか2日で吊り下げ輸送を再開したことは、まさに言語道断で、許されることではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 同型機の再飛行をただちに停止し、事故原因の徹底究明と実効性のある再発防止策を講じ、公表すること
- 2 米陸軍トリイ通信施設からの吊り下げ及び戦術訓練を即中止すること
- 3 在沖米軍基地の整理縮小を図ること
- 4 日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年2月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長

米陸軍トリイ通信施設沖合への物体落下事故に対する抗議決議

2月25日午後1時10分頃、トリイ通信施設の沖合約1.3キロの海上に在沖米海兵隊のCH53E大型ヘリコプターが鉄製の物体を落下させる事案が発生した。新聞報道によると、落下物は戦車を模した鉄製のものであり、トリイ通信施設から物体を吊り下げて射撃場に向かっていた途中、機体が不安定になったため海上に投下したとのことである。

近年、トリイ通信施設での吊り下げ訓練などが相次ぎ、村民に大きな不安を与えている中、村民大会を開催し、議会においても訓練の中止を幾度となく求めてきたにもかかわらず訓練がくり返されていることは、読谷村民の人権を蹂躪し、人命を軽視するものであり、断固抗議するものである。

トリイ通信施設を取りまく環境は住宅密集地であり、学校などの公共施設や農業など村民の生活の場であることから安全・安心な環境でなければならない。海域においても漁業・観光業など生産活動の場であり、憩いの場でもある。

このような周辺環境のもと、トリイ通信施設での戦術訓練は許されるものではない。本村においては過去にパラシュート投下訓練によるトレーラー少女圧殺事故があり、あの悲惨な事故は村民の記憶に根強く残り、決して消えることはない。

しかしながら、落下からわずか2日で吊り下げ輸送を再開したことはまさに言語道断で、許されるものではない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 同型機の再飛行をただちに停止し、事故原因の徹底究明と実効性のある再発防止策を講じ、公表すること
- 2 米陸軍トリイ通信施設からの吊り下げ及び戦術訓練を即中止すること
- 3 在沖米軍基地の整理縮小を図ること
- 4 日米地位協定の抜本的改定を早急に行うこと

以上、決議する。

令和2年2月28日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官、
在沖米陸軍第10地域支援群司令官、第3海兵遠征軍